

市立豊中病院患者入院セット提供業務

公募型プロポーザル 募集要項

1. 事業概要

(1) 業務名

市立豊中病院患者入院セット提供業務

(2) 事業場所

豊中市柴原町4-14-1

(3) 施設等の管理者

豊中市病院事業管理者

(4) 業務内容

市立豊中病院（以下「当院」という。）の入院患者さん及びその家族に対し入院に必要な衣類やタオルなどを洗濯付で提供すると共に日用品等（以下「入院セット」という。）を支給し、料金を請求する業務全般をいう。

(5) 履行期間

令和2年（2020年）6月1日から令和5年（2023年）3月31日までとします。
ただし、但し当該期間満了前の審査により特に問題なく、継続して許可を与えることが適当であると認められるときは、期間を更新することができます。また、当該更新は契約締結時から令和7年（2025年）3月31日を限度とします。

(6) 担当部署

〒560-8565 豊中市柴原町4-14-1

市立豊中病院 事務局 施設用度課

Tel 06 (6843) 0101 Fax 06(6858)3531

E-Mail shisetsu@chp.toyonaka.osaka.jp

2. 参加資格

参加資格は、企画提案書等の提出期日において、次に掲げる要件をいずれも満たすものとします。
なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこととします。
- (2) 公募開始時において平成31年度・平成32年度豊中市指名競争入札参加資格を有すること（応募書類の提出期日において資格を有しない者は契約締結日までに資格を取得すること）。
- (3) 豊中市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていない、若しくは、それに準ずる行為を行っていないこととします。

- (4) 豊中市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこととします。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48条）第381条第1項（会社の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であることとします。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であることとします。
- (7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立1をしていない者又は申立てをなされていない者であることとします。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画許可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなします。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。（以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であることとします。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。
- (9) 公募開始時より過去に300床以上の病院で入院セット提供業務を2年以上継続して履行した実績があること。
- (10) 事業者は、洗濯工場を本院から直線距離で50キロメートル圏内に有すること。また当該工場は、医療関連サービスマークの認定を受けていること。なお、洗濯工場を有しない場合は、前記条件に適合する洗濯工場を有する業者に洗濯業務を委託することができる。

3. 参加手続

(1) 参加資格確認申請書

当院ホームページからダウンロード

(2) 受付期間

募集開始日から令和元年12月4日（水）午後5時まで（必着）

(ア) 提出書類

- ・ 参加資格確認申請書【様式1-1】
- ・ 同種の事業実績書【様式1-2】

(イ) 提出先

1部を1.(6)に記載の担当部署

(ウ) 提出方法

持参または郵送で提出して下さい。

・持参の場合

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する
休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

・郵送の場合

原則として(遠隔地(例えば日本国外等)にある者を対象とする。)は、12月4日(水)
の午後5時までに到達するよう配達証明付き書留郵便で送付してください。封筒には件名と
ともに「参加申請書類在中」と朱書きしてください。なお、提出書類が全て揃った状態で
提出することとします。また、郵送した日に前号に掲げる担当部署に郵送した旨電話連絡
をお願いします。

(エ)参加資格確認結果の通知

令和元年12月6日(金)までに参加資格確認結果通知書を電子メールにて送信すると
ともに、参加資格確認結果通知書の原本を郵送にて送付いたします。

4. 現地説明会

(1) 実 施

現地説明会は参加資格確認結果通知書を受理した者に対し実施します。

(2) 実 施 方 法

希望者は参加資格確認結果通知書受理日から令和元年12月9日(月)午後5時の間に1.
(6)担当部署へ電話または電子メールで連絡ください。調整の上実施します。

(3) 実 施 期 間

令和元年12月10日(火)～12月11日(水)まで
毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時

5. 質問書の提出について

(1) 提出期間

令和元年12月17日(火)午後5時必着

(2) 提出方法

【様式1-3】で簡潔に記入し、1.(6)担当部署へFaxまたは電子メールで提出して下さい。
但し、評価、審査に係る内容等の質問については一切回答できません。

(3) 回 答 方 法

令和元年12月24日(火)(予定)中に参加資格確認結果通知書を送付した事業者全てに
電子メールで回答します。

(なお、回答書は公募関係書類の追加とみなします。)

6. 提案書の提出について

(1) 提出期間

令和元年 12月23日(月)から令和2年1月17日(金) 午前9時から午後5時までに必着

(2) 提出先

1.(6)担当部署

(3) 提出方法

持参(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12/28~1/5)を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)又は郵送(配達証明付き書留郵便)で送付してください。

(4) 提案内容

患者入院セット提供業務は3階から8階の12病棟、HCU、ICU、SCU、とし、ベッド数578床を対象としてください。なお、別途、要求水準書を満たすものを提案して下さい。

指定様式がない項目については、任意様式としますが、用紙の外周に概ね15ミリ以上の余白をとり、文字の大きさは12ポイント以上としてください。様式は模式図やイメージ図等に注釈を付す場合は、できるだけ簡潔なものとし、見やすい大きさにしてください。

(ア) 企画提案書【様式1-4】: 正本(社印、代表者印)、副本(社印、代表者印不要)

(イ) 会社の概要【様式1-5】

- ・ 会社の概要(資本金、支店等、設立年、社員数、業務等)
- ・ 貸借対照表(直近3年分を1部)、損益計算書(直近3年分を1部)、
- ・ キャッシュフロー計算書(直近3年分を1部)

(ウ) 【様式1-6】提供セットの構成と提供価格

(エ) 【様式1-7】運用

(オ) 【様式1-8】商品の品質維持・管理

(カ) 【様式1-9】処分歴等

7. 書類形式について

(1) 提出部数

正1部、副8部、計9部提出し、CD-R又はDVD-Rで1部提出。

(2) その他

(ア) 用紙サイズはA4版とします。但し図面についてはA3版も可とします。その場合はA4サイズに折り込んでください。

(イ) 匿名審査を行うため、副本については提出者が判別できる内容の記載(記号や縁取り等も含む)はしないこと。

(ウ) 所定の様式以外の書類については受付しません。

(エ) 提案書の提出後、補足資料の提出を求めることがあります。

(オ) 提案書の提出は、1提案者につき1案のみとします。

- (カ) 1度提出された提案書及び提案内容の変更は認められません。
 - (キ) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によります。
 - (ク) 企画提案書類の資料作成に係る費用は全て提案者の負担とします。
 - (ケ) 参加表明書及び提案書が次のいずれかに該当する場合、無効とします。
 - ・ 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
 - ・ 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - ・ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - ・ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ※ 参加資格確認申請書及び提案書に虚偽記載の場合、豊中市指名停止等措置基準に基づく指名停止を行うことがあります。

8. 選定スケジュール

日程	内容
令和元年 1 1月 20日 (水)	公募開始
令和元年 1 2月 4日 (水)	参加資格確認申請書の提出期限
令和元年 1 2月 6日 (金)	参加資格確認結果の通知
令和元年 1 2月 17日 (火)	質問書の提出期限
令和元年 1 2月 24日 (火)	質問書の回答日
令和2年 1月 17日 (金)	提案書の提出期限
令和2年 2月 7日 (金)	プレゼンテーション (優先交渉権者の決定)
令和2年 2月中旬	契約書締結

9. 優先交渉権者の選定

- (1) 事業者の選定は、市立豊中病院入院セット提供業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）において決定します。
- (2) 評価基準の項目及び配点に基づいて評価し、評価点の高い順に交渉権者として選定します。
- (3) 参加表明が1者のみでも、プロポーザルは行います。但し1者の評価点が一定の基準を下回った場合は、優先交渉権者としては選定しません。
- (4) プレゼンテーションの実施
 - (ア)日時 令和2年2月7日(金)(予定) (詳細日程は後日通知)
 - (イ)場所 市立豊中病院 管理棟5階講堂
 - (ウ)方法
 - ・ プレゼンテーション参加者は各者3名以内とします。
 - ・ プレゼンテーションは1者につき15分以内、質疑応答15分以内とします。
 - ・ 審査は匿名で行うため、自己紹介や提案者が特定できる制服・ネームプレート・社章及び画像等は使用しないでください。

- ・ パソコンは必ず提案者が持参してください。スクリーン、プロジェクター、ホワイトボードは主催者が準備します。（プロジェクターはEPSON EB-2140Wです。）
- ・ 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によります。
- ・ プロポーザルに参加するための資料作成に係る費用は全て提案者の負担とします。
- ・ 提出された参加申請書及び提案書は返却しません。
- ・ 提出された提案内容は、プロポーザルの特定以外に提出事業者が無断で使用しません。
- ・ 提出された書類の著作権はプロポーザル参加事業者に帰属します。ただし、当院が特定を行う作業に必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。また、当院が必要と認めた場合は提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- ・ 当該プロポーザルのために当院において作成した資料は、当院の了解なく公表、使用することはできません。

10. 契約手続について

- (1) 豊中市財務規則に従い、当院は、必要事項について選定委員会で決定された優先交渉権者と、提案内容等を基に契約を締結します。
- (2) 提案書の内容については、優先交渉権者の選定を目的に提案頂いたものであり、契約後の業務において必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 優先交渉権者が、優先交渉権者を特定する期日までに近畿圏内において指名停止措置となった場合には、以後本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、優先交渉権者として特定されている場合は、次点者との手続を行います。
- (4) 協議の不調により、本業務を遂行できない場合には、次点者及び提案内容の評価が上位であったものから順に必要な事項を協議の上、契約締結を行います。

11. その他

- (1) 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている設備等を使用することにより生ずる責任は、原則としてプロポーザル参加者が負うこととします。

- ・ 本募集要項公表以降に、選定委員会の委員に当該プロポーザルに関して接触した者は、プロポーザルの参加資格を失うこととします。